

## 「情報管理」誌 投稿規定

国立研究開発法人科学技術振興機構  
「情報管理」誌編集委員会

当機構で編集・発行する月刊誌「情報管理」(Web版, 冊子体)への投稿はこの規定に従ってください。

### 1. 編集方針

#### 1.1 本誌の目的

本誌は、情報の生産・管理・流通・活用の各段階に関わる人びとが、経験と知識や知恵を出し合い共有するための場を提供します。また、情報の生産から利用の「情報のサイクル」を活性化させることによって、日本の情報科学技術の普及や情報リテラシーの向上に努め、科学技術振興の基盤整備に寄与します。

#### 1.2 発行形態

本誌は、Web版「情報管理」(PDFおよびHTML, カラー)と、冊子体「情報管理」(モノクロ)として発行します。Web版のコンテンツはJ-STAGEに đăng載します。

#### 1.3 主題範囲と掲載記事の種類

情報の生産・管理・流通・活用に関する幅広い主題範囲を扱います。例としては、  
学術情報流通, オープンサイエンス, リンクトデータ, 人工知能, データベース, デジタルコンテンツ,  
情報提供・利用, 情報技術, 規格・標準, 人材育成, 知的財産, 情報生活, 図書館・情報センター,  
情報政策, 情報倫理 等  
が挙げられます。

記事は、総説・解説, 事例報告, 原著論文, 対談・座談会, 講演, 集会報告, 図書・ニュースの紹介, エッセイ・オピニオンなど多岐にわたります。

#### 1.4 対象読者

本誌は以下のような読者を対象としています。

- \* 情報の生産・管理・流通・活用に関わる研究者・技術者およびその他の実務者(アナリスト, キュレーター, ライブラリアン, URA など)
- \* その他, オピニオンリーダー, 組織の意思決定層および幅広く情報に関心をもつ人びと

### 2. 投稿にあたって

国の内外から広く、投稿原稿を受け付けています。

#### 2.1 原稿の種類

総説・解説, 事例報告, 原著論文のいずれかに該当し、媒体を問わず他の出版物に発表されていない原稿を受け付けます。原稿は原則として日本語とします。主題は、1.3に示した本誌の主題範囲を対象とします。

#### 2.2 査読と受理

投稿原稿は、査読を経て編集委員会が受理の可否を決定します。編集事務局による確認によって、主題範囲、対象読者層に適合していないと判断された原稿については、査読を経ずに不採用とする場合があります。原稿の受理にあたっては、内容の質とわかりやすさ、対象読者への伝わりやすさを重視し、本誌の目的や主題範囲に照らして判断します。また、査読の結果を基に原稿内容の改善ないし修正をお願いすることがあります。

す。なお、査読の後、受理を決定した日をもって原稿の受理日とします。

### 2.3 著作権と二次利用

本誌に受理され掲載された記事の著作権は、原則として科学技術振興機構に帰属します。著作権の譲渡を希望されない方はお申し出ください。記事の利用にあたっては『『情報管理』誌 著作権規定』に示した手続きに従ってください。著者所属機関の機関リポジトリへの登録は、お申し出なく行ってかまいません。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの適用等を希望する方はお申し出ください。

## 3. 執筆要項

別紙『『情報管理』誌 原稿の書き方』に従って執筆してください。

### 3.1 原稿の文字数と使用文字

本文の文字数は、1記事 6,000～8,000字(図表込みで刷り上がり6～8ページ)を目安とします。

原則として常用漢字を用います。使用可能文字は2バイト文字:JIS X 0208-JIS 第一水準漢字, JIS 第二水準漢字, 1バイト文字:JIS X 0201です。英数字は半角を用います。

### 3.2 提出方法

電子化したものを提出してください。本文はMS Wordまたはテキスト形式とします。図表の形式については、「原稿の書き方」の4に従ってください。

本文、写真、図・表(微修正可能な元データ)は、それぞれ別ファイルとして用意し、メール添付で下記編集事務局宛にお送りください。

〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3  
国立研究開発法人科学技術振興機構 「情報管理」編集事務局  
Tel. 03 (5214) 8406 Fax. 03 (5214) 8460 E-mail: joho-kan@jst.go.jp

## 4. 掲載にあたって

受理が決定した原稿は、以下のように取り扱います。

### 4.1 著者校正

原則として、初校時に1回のみ著者校正をお願いします。

### 4.2 別刷の提供

掲載記事1件につき、本誌1部を贈呈します。別刷(有料)を希望される場合は、受理後に事務局からお尋ねしますので、印刷手配前にお申し込みください。印刷部数は最低50部、以降10部単位(60部、70部、80部…)でご指定ください。

### 4.3 原稿料

掲載した原稿については、当機構の規定に基づき、所得税法に定める源泉徴収を行ったうえで原稿料をお支払いします。

## 「情報管理」誌 原稿の書き方

### 1. 記述項目

以下の項目を順に記述してください。

- (1) 標題(和文および英文), 副題(和文および英文) : 各 25 字ぐらいまで。
- (2) 著者名(和文およびローマ字)
- (3) 著者の所属機関名および部署名(和文および英文)
- (4) 著者の E-mail アドレス  
※著者が複数の場合, (2)~(4)をそれぞれ記述してください。
- (5) 著者抄録(和文および英文) : 抄録は「科学技術情報流通技術基準 抄録作成(SIST 01) <<http://jipsti.jst.go.jp/sist/pdf/SIST01.pdf>>」を参考にして作成してください。なお, 抄録の長さは, 和文抄録が 200~400 字, 英文抄録が 100~200 語程度です。抄録は和文, 英文両方を作成してください。
- (6) 著者付与キーワード(和文および英文) : 和文キーワードに対応する英文キーワードを記載してください。キーワードの数は 5~10 個です。英文キーワードは, 固有名詞の最初の文字と略語だけを大文字としてください。略語に対応するフル表記は固有名詞と同様に, 各単語の最初の文字を大文字とします。
- (7) 本文: 読みやすくわかりやすい文としてください。原則として, 「記者ハンドブック 第 13 版」(共同通信社, 2016)に準じて表記を統一します。
- (8) 著者紹介
- (9) 本文の注(注記)
- (10) 参考文献

### 2. 章, 節などの見出し

章, 節などの見出しには, ポイントシステムを使用してください。

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 例 第 1 章             | → 1. はじめに           |
| 第 2 章, 第 1 節        | → 2.1 「情報管理」誌とは     |
| 第 2 章, 第 1 節, 第 1 項 | → 2.1.1 「情報管理」誌の電子化 |
| 項以下の細分              | → (2) XML 化         |

### 3. 文章と句読点

- (1) 文章は「である」調とし, 簡潔で明確に表現してください。
- (2) わかりにくい専門用語は避け, 必要に応じて注記をつけるなど読みやすくしてください。
- (3) 略語は, 初出箇所にフル表記を併記してください。  
例 医学件名標目表 (Medical Subject Heading: MeSH)
- (4) 句読点は(, )および(。 )を使用します。

### 4. 図・写真および表

- (1) 図・写真および表には一連番号を付与し, 簡潔なタイトルを付けてください。写真は図として扱います。  
例 「図 1 システム構成」, 「図 2 サーバー構成」…, 「表 1 システム仕様」, 「表 2 コンテンツ一覧」
- (2) 図・写真および表の挿入箇所は, 本文原稿内に, 「←図 1」, 「←表 2」のように指定してください。
- (3) 図・写真および表の刷り上がり時の大きさは, 特に著者の指定がない限り当事務局に一任するものとします。
- (4) 画像の解像度は 300dpi 以上にしてください。
- (5) 図および表データは MS Word, Excel, PowerPoint で作成した微修正可能な元データを提出してください。
- (6) カラーの図・写真および表は, 冊子体ではモノクロ印刷になることを想定して, 配色等にご注意ください。なお, Web 版(PDF および HTML)ではそのままカラーで表示されます。
- (7) 図表の転載は, 出典を明記してください。著作権法上の引用を超える場合は, 著者の了解をお取りください。
- (8) 写真は, 著作権者および写っている方の了解をお取りください。

## 5. 動画(全文 HTML 埋め込み)

- (1) 各動画には一連番号を付与し、タイトルを付けてください。
- (2) 冊子体および PDF 用に、特徴的な静止画像を添えてください。解像度は 300dpi 以上としてください。
- (3) 動画は、mp4 形式としてお送りください。

## 6. 電子付録

- (1) 動画のファイル形式は、以下のページに使用可能な電子付録ファイル種別形式一覧があります。  
[https://www.jstage.jst.go.jp/pub/html/pdf/AY04S220.files/UM-01-004\\_sousa\(henshu\)\\_append5.pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/pub/html/pdf/AY04S220.files/UM-01-004_sousa(henshu)_append5.pdf)
- (2) 資料リスト等を電子付録とする場合は MS Word または Excel 形式としてください。次の例を参考にしてください。  
<http://doi.org/10.1241/johokanri.59.666>
- (3) 電子付録があることを本文中に記載してください。

## 7. 本文の注(注記)と参考文献

- (1) 本文の後に、注記、参考文献の順に分けて記載してください。
- (2) 注記は、本文の該当箇所に、注 1)、注 2) … のように一連番号を付けます。
- (3) 注記の内容は、(2)の番号順に記載してください。
- (4) 参考文献については、本文の引用箇所に引用ないし参照した順に、1)、2)、3) … のように一連番号を付けてください。  
例 …については、1995 年の調査 2) があるが、…
- (5) 参考文献の書誌事項を、(4)の番号順に記載します。参考文献欄に記載するのは、本文に引用箇所のある文献のみです。
- (6) 参考文献は「科学技術情報流通技術基準 参照文献の書き方(SIST 02)」  
<<http://jipstijst.go.jp/sist/pdf/SIST02-2007.pdf>> を参考に作成してください。以下 8 に記載例を示します。
- (7) MS Word の「脚注自動作成機能」および「文献自動作成機能」は使用しないでください。  
脚注や参考文献を移動・削除すると、一連番号との整合がとれなくなる場合があります。脚注や参考文献は、必ず通常の文章入力方法で記入してください。

## 8. 参考文献の記載例 ((1)~(3)は「参照文献の書き方(SIST 02)」から、(4)は本誌掲載記事から)

- (1) 雑誌記事を引用する場合 (電子ジャーナルの場合—入手先、(入手日付)を加える。)

雑誌	一連番号) 著者名. 論文名. 雑誌名. 出版年, 巻, 号, p. 始めのページ-終わりのページ.
例 1	西潔, 石原和弘. 火山地域における震源計算についての提案. 火山. 2003, vol. 48, no. 5, p. 407-413.
例 2	Pisciella, Paola; Pelino, Mario. FTIR spectroscopy investigation of the crystallisation process in an iron rich glass. Journal of the European Ceramic Society. 2005, vol. 25, no. 11, p. 1855-1861.
例 3	下山昌彦. セキュリティスキヤナを用いた偽札の新しい検査手法の開発. CICSJ Bulletin. 2005, vol. 23, no. 3, p. 95-98. <a href="https://www.jstage.jst.go.jp/article/cicsj/23/3/23_3_95/_article/-char/ja/">https://www.jstage.jst.go.jp/article/cicsj/23/3/23_3_95/_article/-char/ja/</a> , (accessed 2006-03-07).

- (2) 図書を引用する場合

図書	一連番号) 著者名. 書名. 版表示, 出版者, 出版年, 総ページ数 p.
例 4	照明学会編. 照明ハンドブック. 第 2 版, オーム社, 2003, 573p.
例 5	Frenkel, D.; Smit, B. Understanding Molecular Simulation: From Algorithms to Applications. 2nd ed., Academic Press, 2002, 664p.
例 6	鵜飼保雄. “遺伝率の相対性”. 量的形質の遺伝解析. 医学出版, 2002, p. 109-110. (図書の一部を参照した場合)

(3) Web ページを引用する場合

Web ページ	一連番号) 著者名. “Web ページの題名”. Web サイトの名称. 入手先, (入手日付).
---------	---

例 7 smine. “Wellcome Trust, Blackwell/OUP/Springer と助成研究の即時オープンアクセス提供を契約”.  
オープンアクセスジャパン. 2005-12-15.

[http://www.openaccessjapan.com/archives/2005/12/wellcome\\_trustb.html](http://www.openaccessjapan.com/archives/2005/12/wellcome_trustb.html), (accessed 2006-05-31).

※著者名 (smine) はハンドルネーム。更新日付を記述。

(4) 新聞記事を引用する場合

(新聞データベースから過去の記事を引用する場合は, 「(3)Web ページを引用する場合」に準じる)

新聞記事	一連番号) 記事の見出し. 新聞名. 発行年月日, 朝刊・夕刊の記載, p. 掲載ページ(面).
------	--

例 8 「日経テレコム」きょうスタート, 生の掲載情報を瞬時に. 日本経済新聞. 1984-04-02, 朝刊, p. 7.

2010年4月1日制定

2015年4月1日改訂

## 「情報管理」誌 著作権規定

### (目的)

第1条 本規定は、「情報管理」誌(Web版、冊子体を含む。以下、本誌)に掲載される著作物に関する著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

### (定義)

第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(1) 本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 本誌に掲載される論文、解説記事等(本編集委員会の依頼に基づくものを含む)
- ② 本誌に掲載される活動報告、エッセー等(本編集委員会の依頼に基づくものを含む)
- ③ その他前記①および②に類するものであって本編集委員会が指定するもの

(2) 本著作者 著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。

(3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条(複製権)、第22条(上演権及び演奏権)、第22条の2(上映権)、第23条(公衆送信権等)、第24条(口述権)、第25条(展示権)、第26条(頒布権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定めるすべての権利を含む。

(4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)及び第20条(同一性保持権)に定めるすべての権利をいう。

### (著作権の帰属)

第3条 本著作財産権は、すべて国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、当機構)に帰属する。

- 2 本著作財産権は、投稿後、本編集委員会により本著作物の受理が決定された時点をもって当機構に譲渡されたものとする。
- 3 特別な理由により前2項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を当機構に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本編集委員会及び本著作者の協議によって定める。
- 4 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、当機構に対し、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む)権利を許諾(有償無償を問わず、当機構がサブライセンスを行う権利を含む)するものとする。
- 5 投稿された本著作物が本誌に掲載されないことが決定された場合、当機構は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

### (著作者人格権の不行使)

第4条 本著作者は、当機構及び当機構が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

- 2 前項の規定は、当機構及び当機構が本著作物の利用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。
- 3 当機構は、当機構が二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合には、本著作者にその旨を通知する。

(著作者による著作物の利用)

第5条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合(第三者に利用を許諾する場合を含む)、その利用目的等を当機構が別途定める事項を記載した書面により当機構に申請し、その許諾を得るものとする。

2 当機構は、当該本著作物の利用が、本誌の発行目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。

3 第1項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、当機構の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典(本誌誌名、掲載巻号、ページ、DOI等)を明記する。

(1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のWebサイトにおいて、当該本著作者が創作した本著作物を掲載する場合(機関リポジトリへの保存及び公開を含む)

(2) 著作権法第30条から第50条(著作権の制限)において許容された利用

(著作者による保証等)

第6条 本著作者は、本著作物が、①第三者の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではないこと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、当機構への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

(二重譲渡の禁止)

第7条 本著作者は、当機構以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾(出版権の設定を含む)をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第8条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び当機構は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第9条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び当機構は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。